

左京税務署長 殿

3.13 重税反対左京地域実行委員会 代表 和田 茂雄
 代表 平山 幸雄
 代表 中山 善行

申 入 書

2014年は、4月に消費税が8%に増税され、過剰な円安政策、実質賃金の17ヶ月連続マイナスなど、庶民に痛みが押し付けられてきました。昨年12月30日に決定された「2015年度税制改正大綱」は、大企業・富裕層を優遇し、庶民や中小業者にさらなる増税を押し付けるものとなっています。その上、自公政権は2017年4月には「景気条項」を削除して、消費税10%を強行しようとしています。

国税通則法では税務調査の手続きが法定化されましたが、「行政文書の乱発」や「呼び出し調査」、強権的な差押えなど納税者の権利を無視した税務行政が全国的に行われています。事前通知の義務化など法定化された手続きを遵守し、法律に基づいた「納税緩和措置」を周知徹底することが税務当局には求められます。

私たち、中小業者・労働者・年金生活者・農林業者・婦人が結集する「3.13重税反対全国統一行動左京実行委員会」は、消費税増税・庶民増税に反対し、大企業大金持ちを優遇し、庶民から搾り取る税制の改善を求めるものです。合わせて納税者の権利を尊重し、日本国憲法に基づく租税法律主義を厳格に執行する税務行政を行う事を求めて、下記事項を申入れします。

記

- 1、税務調査は、申告納税制度を踏まえ、納税者の協力・承諾のもとに行うよう徹底すること
 - 「改正」国税通則法の法的手続きを遵守すること
 - ①国税通則法第74条の9に基づき、事前通知を税務署長名の文書で行なうこと。税務調査の理由を開示すること。事前通知を行わない場合、その理由を説明すること
 - ②「税務運営方針」を徹底し、納税者の承諾がない反面調査は行わないこと
 - ③納税者の権利が侵害されないためにも、密室調査を可視化する立会いを認めること
 - ④「調査します」と期限を切って納税者に来署を迫る「お尋ね」文書などが乱発されている。この文書の法的根拠は何か。国税通則法に定めがなく、行政手続法にも反する調査は違法であり、やめること
 - ⑤法的根拠のない聴取書などの作成はやめること
 - 2、記帳義務化にあたっては、小規模事業者の取引慣行や事業実態に即した記帳、自己が残した記録を尊重すること
 - 3、確定申告書記入にあたり、所得税法で定められた必要事項(所得税法120条)以外の記載を求めないこと。収支内訳書の添付がないことを理由に申告書の受け取りを拒否したり、添付の強要はしないこと
 - 4、「年金収入400万円以下」の場合でも、個人の申告権を尊重すること。また、還付申告や住民税申告の説明を丁寧にする
 - 5、税金の還付について、収支内訳書の添付は必要要件でなく、収支内訳書の添付がなくても法に基づき直ちに納税者に還付すること
 - 6、納税の一括納付が困難な納税者の現状をよく聞き、実情に応じた相談を行うこと。納税の猶予の申請に条件を付けず、受け付けること。また、担税力を十分考慮し、「換価の猶予」「執行の停止」など法律を活用し、納税者の生活実態を無視した強権的な徴収は行わないこと
 - 7、消費税10%増税は「延期」ではなく、「中止」すること。雇用を破壊する外形標準課税の適用拡大に反対すること。憲法が保障する応能負担、生活費非課税の原則を守る
 - 8、所得税法第56条はただちに廃止すること。
- 以上関係機関に上申すること

以上